

〒723-8601

三原市港町三丁目5-1

三原 太郎 様

令和6年2月26日

三原市長 岡田吉弘  
(社会福祉課)れいわ ねんど みはらしせいかつしえんきゅうふきん きんとうわり かぜいついかぶん  
「令和5年度 三原市生活支援給付金 (均等割のみ課税追加分)」しきゅう し  
支給のお知らせ

このたび、物価高騰に対する国の経済対策として、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯を対象に1世帯あたり7万5千円の支給が決定されました。

三原市では、対象世帯へ速やかに支給するため、前回の給付金2万5千円の支給実績があり、世帯構成等に変更がない世帯を対象に、先行して支給します。

なお、受給の意思確認期限3月6日(水)までの間に、世帯主に異動があった場合は、給付対象とならない場合があります。異動があった場合は、コールセンターで確認できますので、連絡してください。

ほんつうち もと きゅうふきん じゅきゅう かた しんせいとつ てつづ ふよう  
本通知に基づき給付金を受給される方は、申請等の手続きは不要です。

支給対象者	三原 太郎
給付金額	1世帯あたり7万5千円
支給予定日	令和6年3月13日(水)
振込口座	●●銀行 1234-5678*** ミハラ タロウ
申請手続き	不要
通帳印字名	ミハラシセイカツシエン (キ)

なお、次の場合は手続きが必要になりますので、ご注意ください。

振込口座を変更する場合	3月6日(水)までにコールセンターへ連絡してください。手続き方法をご案内します。
給付金を辞退する場合	
令和5年度住民税に係る修正申告を行い、住民税所得割が課税となっている場合	
受給する世帯の全員が、別の世帯の親族等(住民税課税)に扶養されている場合	

※ この給付金は「物価高騰対策給付金に係る差押禁止等に関する法律」により、所得税等の課税及び差し押さえの対象とはなりません。また、前回の給付金2万5千円も同様に取り扱われることとなりました。

みはらしきゅうふきん  
三原市給付金コールセンター  
電話：0848-67-6250  
9時～17時(土・日・祝日は除く)

三原市ホームページ